



発行 東京都

目次

104

規則

○東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部文書課）…

規則（教）

○東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則……………二

規程（交）

○東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程……………二

規程（水）

○東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程……………三

規程（下水）

○東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程……………四

規則

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十四号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則（平成十一年東京都規則第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七条」を「第六十六条」に改める。

第二条第十九号及び第二十号を削る。

第六条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十条第四項中「パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）」を「電子計算機」に改める。

第十二条の二第一項ただし書を次のように改める。

ただし、当該電磁的記録が東京デジタルファースト条例（平成十六年東京都条例第四百十七号）第六条第一項に規定する方法により行われた申請等に係るものであるときは、同項に規定する電子情報処理組織を利用して行うものとする。

第十二条の二第二項中「、フロッピーディスク」を削り、同条第三項を削る。

第三十五条第一項中「次項に規定する公文書」を「次に掲げる場合」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 東京デジタルファースト条例第七条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うとき。

二 東京デジタルファースト条例第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行った施行文書を、情報処理システムにより送信するとき。

三 前二号のほか、情報処理システムを利用して庁外に施行文書（電磁的記録に限る。）を送信することについて、法令等に定めがあるとき又は総務局長が別に定めるとき。

第三十五条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項各号の規定により情報処理システムを利用して庁外に送信する施行文書については、法令等の定めるところにより、必要に応じて、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行うものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、施行文書が次のいずれかに該当する場合は、「（公印省略）」の記載をして、公印の押印を省略することができる。

一 対内文書等

- 二 庁外文書のうち、都の機関等に対し発信する公文書
 - 三 庁外文書(前号に該当するものを除く。)のうち、軽易な公文書
- 第六十六条を削り、第六十七条を第六十六条とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三十五条第一項の改正規定(同項ただし書を削る部分に限る。)並びに同条第二項及び第三項の改正規定(同条第三項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

規 則(教)

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十四号

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会文書管理規則(平成十一年東京都教育委員会規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条」を「第六十二条」に改める。

第二条第二十号及び第二十一号を削る。

第六条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十条第二項中「パーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)」を「電子計算機」に改める。

第十二条の二第一項ただし書を次のように改める。

ただし、当該電磁的記録が東京デジタルファースト条例(平成十六年東京都条例第百四十七号)第六条第一項に規定する方法により行われた申請等に係るものであるときは、同項に規定する電子情報処理組織を利用して行うものとする。

第十二条の二第二項中「、フロッピーディスク」を削り、同条第三項を削る。

第三十三条第一項中「次項に規定する公文書」を「次に掲げる場合」に改め、同項た

だし書を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 東京デジタルファースト条例第七条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うとき。

二 東京デジタルファースト条例第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行った施行文書を、情報処理システムにより送信するとき。

三 前二号のほか、情報処理システムを利用して庁外に施行文書(電磁的記録に限る。)を送信することについて、法令等に定めがあるとき又は教育長が別に定めるとき。

第三十三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項各号の規定により情報処理システムを利用して庁外に送信する施行文書については、法令等の定めるところにより、必要に応じて、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)を行うものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、施行文書が次のいずれかに該当する場合は、「(公印省略)」の記載をして、公印の押印を省略することができる。

一 対内文書等

二 庁外文書のうち、都の機関等に対し発信する公文書

三 庁外文書(前号に該当するものを除く。)のうち、軽易な公文書

第六十二条を削り、第六十三条を第六十二条とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三十三条第一項の改正規定(同項ただし書を削る部分に限る。)並びに同条第二項及び第三項の改正規定(同条第三項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

規 程(交)

●交通局規程第八十二条

東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月十五日

東京都交通局長 内 藤 淳
規程
東京都交通局文書管理規程の一部を改正する

東京都交通局文書管理規程（平成十一年交通局規程第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条」を「第五十七条」に改める。

第二条第十六号及び第十七号を削る。

第五条中第六号を削り、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第四項中「パーソナルコンピュータ」を「電子計算機」に改める。

第十一条の三第一項ただし書を次のように改める。

ただし、当該電磁的記録が東京デジタルファースト条例（平成十六年東京都条例第四百七十七号）第六条第一項に規定する方法により行われた申請等に係るものであるときは、同項に規定する電子情報処理組織を利用して行うものとする。

第十一条の三第二項中「フロッピーディスク」を削り、同条第三項を削る。

第三十二条第一項中「第三項に規定する公文書」を「次に掲げる場合」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 東京デジタルファースト条例第七条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うとき。
- 二 東京デジタルファースト条例第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行った施行文書を、情報処理システムにより送信するとき。

三 前二号のほか、情報処理システムを利用して庁外に施行文書（電磁的記録に限る。）を送信することについて、法令等に定めがあるとき又は総務部長が別に定めるとき。

第三十二条第三項及び四項を次のように改める。

3 第一項各号の規定により情報処理システムを利用して庁外に送信する施行文書については、法令等の定めるところにより、必要に応じて、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条

第一項に規定する電子署名をいう。）を行うものとする。

4 第一項の規定にかかわらず、施行文書が次のいずれかに該当する場合は、「（公印省略）」の記載をして、公印の押印を省略することができる。

一 庁内文書

二 庁外文書のうち、軽易な公文書

第五十七条を削り、第五十八条を第五十七条とする。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三十二条第一項の改正規定（同項ただし書を削る部分に限る。）並びに同条第三項及び第四項の改正規定（同条第四項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

規 程（水）

●東京都水道局管理規程第二十六号

東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月十五日

東京都水道局長 浜

佳葉子

東京都水道局文書管理規程の一部を改正する
規程

東京都水道局文書管理規程（平成十一年東京都水道局管理規程第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条」を「第四十九条」に改める。

第二条第一項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とする。

第八条第二項中「パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）」を「電子計算機」に改める。

第十条第七項中「パソコン」を「電子計算機」に改める。

第十条の二第一項ただし書を次のように改める。

ただし、当該電磁的記録が東京デジタルファースト条例（平成十六年東京都条例第四百七十七号）第六条第一項に規定する方法により行われた申請等に係るものであるときは、同項に規定する電子情報処理組織を利用して行うものとする。

第十条の二第二項中「フロッピーディスク」を削り、同条第三項を削る。

第二十五条第一項中「次項に規定する公文書」を「次に掲げる場合」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 東京デジタルファースト条例第七条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うとき。
- 二 東京デジタルファースト条例第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行った施行文書を、情報処理システムにより送信するとき。
- 三 前二号のほか、情報処理システムを利用して局外に

施行文書（電磁的記録に限る。）を送信することについて、法令等に定めがあるとき又は局長が別に定めるとき。

第二十五条第二項及び第三項を次のように改める。

- 前項各号の規定により情報処理システムを利用して局外に送信する施行文書については、法令等の定めるところにより、必要に応じて、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行うものとする。
- 第一項の規定にかかわらず、施行文書が次のいずれかに該当する場合は、「（公印省略）」の記載をして、公印の押印を省略することができる。
 - 対内文書
 - 局外文書（前号に該当するものを除く。）のうち、軽易な公文書

第四十九条を削り、第五十条を第四十九条とする。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二十五条第一項の改正規定（同項ただし書を削る部分に限る。）並びに同条第二項及び第三項の改正規定（同条第三項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

規程（下水）

東京都下水道局管理規程第三十号

東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月十五日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局文書管理規程（平成十六年東京都下水道局管理規程第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十四条」を「第六十三条」に改める。

第二条第十九号及び第二十号を削る。

第六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第十一条第三項中「パーソナルコンピュータ」を「電子計算機」に改める。

第十三条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、当該電磁的記録が東京デジタルファースト条

例（平成十六年東京都条例第百四十七号）第六条第一項に規定する方法により行われた申請等に係るものであるときは、同項に規定する電子情報処理組織を利用して行うものとする。

第十三条第二項中「フロッピーディスク」を削り、同

条第三項を削る。

第三十九条第一項中「次項に規定する公文書」を「次に掲げる場合」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- 東京デジタルファースト条例第七条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うとき。
- 東京デジタルファースト条例第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行った施行文書を、情報処理システムにより送信するとき。
- 前二号のほか、情報処理システムを利用して局外に

施行文書（電磁的記録に限る。）を送信することについて、法令等に定めがあるとき又は局長が別に定めるとき。

第三十九条第二項及び第三項を次のように改める。

- 前項各号の規定により情報処理システムを利用して局外に送信する施行文書については、法令等の定めるところにより、必要に応じて、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行うものとする。
- 第一項の規定にかかわらず、施行文書が次のいずれかに該当する場合は、「（公印省略）」の記載をして、公印の押印を省略することができる。
 - 庁内文書
 - 軽易な公文書（前号に該当するものを除く。）

第六十三条を削り、第六十四条を第六十三条とする。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三十九条第一項の改正規定（同項ただし書を削る部分に限る。）並びに同条第二項及び第三項の改正規定（同条第三項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三三二）一一一一（代）
郵便番号 163-8001

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二二）五二〇一（代）
郵便番号 113-0001

